

鹿屋市水道事業及び下水道事業事務決裁規程の一部を改正する規程

鹿屋市水道事業及び下水道事業事務決裁規程（平成18年鹿屋市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第8号中「。（）」を「（）」に改め、同項第9号工事等（委託によるものも含む。）実施に関すること。の項中「工事等（委託によるものも含む。）実施に関すること。」を「土木工事」に改め、同項の次に次のように加える。

建築工事	7,000万円以上	7,000万円未満	800万円未満	1,000万円以上業務課長（水道事業に限る。）		
------	-----------	-----------	---------	-------------------------	--	--

別表第1第1項第9号中「工事を」を「土木・建築工事を」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。